

令和3年度 芳賀4町教員サポート事業

(県費期限附採用教員, 教職2年目等サポートシステム)

資料 4

芳賀四町教育研究協議会

1 趣旨

平成28年12月の中央教育審議会答申「教員の資質・能力の向上」では、これからの教員には、学級経営や児童生徒理解等に必要な力に加え、授業改善や教材研究、学習評価の改善・充実などに必要な力等が求められている。

本事業は、学習指導の指導技術や学級経営、児童生徒指導等、教育の専門家としての確かな力量の向上を図ることを目的としている。

実施する上での基本的な観点は以下のとおりとする。

- (1) 当該教員の学級担任等としてのスキルアップにつながるサポート体制の構築。
- (2) 当該教員の学習指導技術を高め、児童生徒の学力向上につながるサポート体制の構築。

2 対象、期日、内容等

① 県費期限附教員研修 (講師、助教諭、養護助教諭) 【悉皆】 [教諭・養護教諭経験者を除く]

	期 日	内 容	実施の手続き等	場 所
全体研修	5月 午後半日	【全体研修会】 ①講話 芳賀四町教育研究協議会長 ②班別協議 ③振り返り	・受講者は実施要項を確認し、研修会に参加する。	新芳賀四町教育研究協議会長所属町
授業実践研修	原則6月～10月上旬 日時は対象者に応じて	【授業実践研修】 ①担当指導主事が受講者の所属校を訪問し授業参観 ②担当指導主事との話し合い ③授業実践前のサポートも希望があれば、対応します。派遣申請は不要です。	①受講者が管理職と相談をして、実施希望日を決定する。 ②四町研協の期日決定通知をもって研修日を決定する。 ③担当指導主事が対象者の所属校を訪問し、授業実践を通しての研修を行う。 ※指導案は略案とする。	受講者所属校

※ 町採用学習指導助手等の参加は、相談に応じます。

※ 授業実践研修については、対象外の県費期限附採用教員(講師、助教諭)も希望すれば実施できます。

※ 受講者対象であっても、単独で授業を行っていない県費期限附採用教員、過去に正規採用の実務経験がある教員は受講の必要はありません。

② 2年目教員研修 [養護教諭、栄養教諭は除く]

	期 日	内 容	実施の手続き等	場 所
授業実践研修	原則10月～2月 日時は対象者に応じて	【授業実践研修】 ①担当指導主事が受講者の所属校を訪問し授業参観 ②担当指導主事との話し合い ③授業実践前のサポートも希望があれば、対応します。派遣申請は不要です。	①受講者が管理職と相談をして、実施希望日を決定する。 ②四町研協の期日決定通知をもって研修日を決定する。 ③担当指導主事が対象者の所属校を訪問し、授業実践を通しての研修を行う。 ※指導案は略案とする。	受講者所属校

3 その他

- (1) 旅費については、所属校負担でお願いする。
- (2) 不明な点や相談は、窓口の芳賀四町教育研究協議会 TEL (0285) 81-5881 にご連絡ください。